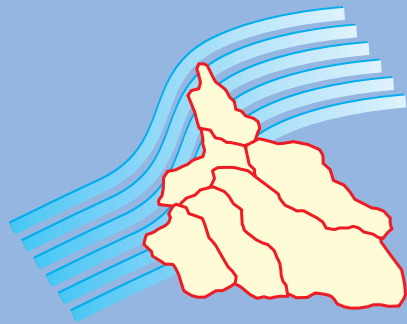




石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町

合併協議会だより

平成14年12月10日発行 No.3



基調講演が行われた第2回協議会 いちのみや桃の里ふれあい文化館

法定の協議会として 新たにスタート

11月
8日

石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の6町村による合併協議会が、各町村議会の議決により設置される法定の合併協議会として、11月8日新たにスタートしました。

12月2日に行われた第2回協議会では、平成11年4月に4町の合併により新市となった、兵庫県篠山市職員の上田多紀夫氏による「合併先進地の事例について」と題した講演が行われ、協議会委員、各町村の合併推進委員など約240名が出席しました。

新市誕生に向け

本格的に協議始動

協議会会長に 荻野石和町長が就任



会長に就任した
荻野正直石和町長

任意協議会設立当初から、協議会会長として6町村の合併にご尽力されてきました前石和町長、石原昭夫氏の退任に伴い、6町村長は11月20日、協議会規約第6条第2項の規定（会長は、関係町村の長の中から、関係町村の長が協議して定めた者をもって充てる。）

により、11月18日に石和町長に就任した荻野正直氏を会長に選任しました。

第2回協議会

12月2日、いちのみや桃の里ふれあい文化館において、第2回協議会が開催され、協議会規約により設置される「総務・企画」「産業・経済・建設」「住民」「教育」の各小委員会の構成が決まり、役員が選出されました。（4・5ページに委員名簿を掲載）

小委員会では今後、各種事務事業の一本化に向けた話し合いが行われます。

法定協議会 = 合併決定ではありません

法定の合併協議会が発足しましたが、これで合併が決まったわけではありません。合併について検討しようと集まった6町村が、さらに、合併を念頭に協議するため法律に基づいて設置するもので、将来構想の策定や事務事業の一本化のための協議を行っていきます。

第1回協議会

11月8日、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、春日居町の6町村で構成する、法律に基づく合併協議会（法定協議会）が設置され、石和町内のホテルにおいて第1回協議会が開催されました。

法定協議会は、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（いわゆる合併特例法）第3条第1項の規定により、町村議会の議決をもって設置されるもので、11月5日に各町村で開催された臨時議会において可決され設置されたもので、これまでの任意協議会で協議してきたことを継承しながら、合併についてさらに詳細に検討協議することとなりました。



委嘱を受ける協議会委員のみなさん

第1回協議会では、事務局による協議会規約の説明のあと、6町村から選出された60名の委員に委嘱状が交付され、監事の選任、任意協議会歳入歳出決算の承認、平成14年度事業計画、協議会小委員会規程などについて協議しました。また、運営調整会議設置規程、事務局規程、会議傍聴規程などについて事務局から報告されました。

協議第1号 監事の選任について

委員の互選により選出されました。

監事 原田 徹（御坂町4号委員）
竹下 光広（一宮町4号委員）

協議第2号 任意協議会歳入歳出決算について

任意協議会の歳入歳出決算について承認されました。

任意協議会歳入歳出決算

歳 入 14,100,005円
歳 出 4,262,664円
差引残高 9,837,341円（法定協議会へ引き継ぎ）

協議第3号 平成14年度事業計画

本年度は、任意協議会で行ってきた協議を継承しながら、次の事業を実施し、新市将来構想の策定や合併に関するより詳細な調査研究を行うとともに、住民への啓発、情報提供に努めます。

- 1 会議の開催
- 2 新市将来構想策定調査の実施
- 3 先進地視察研修等の実施
- 4 合併協議会だよりの発行
- 5 ホームページの運用
- 6 その他必要な事項

協議第4号 平成14年度予算について

法定協議会として、新たに14年度予算を定めました。なお、任意協議会の平成14年度歳入歳出決算における剰余金を、諸収入として法定協議会へ引き継ぎました。

平成14年度予算

歳入歳出予算額 1,073万8千円

【歳入】

県支出金(県補助金) 90万円
諸 収 入(任意合併協議会決算剰余金) 983万7千円
(預金利子) 1千円

【歳出】

総 務 費 357万円
事 業 費 704万3千円
予 備 費 12万5千円

協議第5号 小委員会規程について

法定協議会の規約に基づき小委員会規程が協議され、次の小委員会が設置されました。

総務・企画小委員会
産業・経済・建設小委員会
住民小委員会
教育小委員会

小委員会は、協議会から付託されたそれぞれの専門分野について調査・審議します。

協議第6号 合併に関する協定項目について

6町村が合併し新市となるためには、6町村それぞれが行っている事務事業、各種制度等について、一本化するためのすり合わせや、新しい市となるために決めなければならない事項を協定項目として、その内容を記載した合併協定書の調印が必要となります。

その協定項目について66項目が提案され、承認されました。なお、項目については今後協議を重ねる中で追加等項目数の変更が考えられます。

第1回協議会において承認された項目については7ページのとおりでです。

報告第1号 運営調整会議設置規程について

協議会の円滑な運営のため設置。6町村長により構成します。

報告第2号 幹事会規程について

協議会規約により設置。6町村の総務課長と企画担当課長により構成され、協議会提案事項等の調整を行います。

報告第3号 専門部会規程について

協議会規約により設置。総務・企画など小委員会と同じ4つの専門部会とし、6町村の関係課長で構成され専門事項について協議・調整をします。

報告第4号 分科会規程

専門部会規程により設置。6町村の係長クラスで構成され、各町村の事務事業について調査・検討し、合併による一本化に向けた調整を行います。

報告第5号 事務局規程

報告第6号 財務規程

報告第7号 会議傍聴規程

協議会だより第2号に抜粋・要約を掲載。

報告第8号 会議録等閲覧規程

協議会及び小委員会の会議録及び会議に提出された文書の閲覧について規定しています。

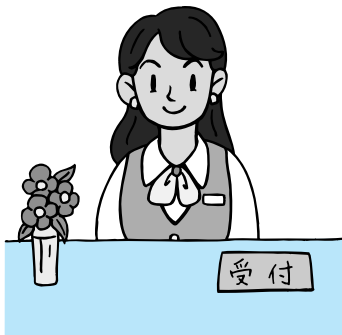
閲覧規程（抜粋・要約）

【閲覧に供する会議録等】

- ・協議会及び小委員会の会議録（写し）及び会議に提出された文書とします。
- ・個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項、その他閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しない事ができるものとします。
- ・非公開とされた会議の会議録等は閲覧に供しません。

【閲覧の申し出・場所】

- ・協議会事務局において「会議録等閲覧申出書」に記入して申し込み。その場において閲覧する。閲覧時間は事務局の執務時間とします。



会議録等の公開及び 会議資料の取扱いについて

協議会会議録と会議に提出された文書について、合併協議会だよりやホームページ等による公開方法と会議資料の取り扱いについて定めています。

1. 会議録等の公開

公開する会議録等とは、協議会会議録等閲覧規程第3条に規定するものとします。

個人情報については、個人のプライバシーを最大限保護する必要があることから、委員個人及びその他個人が識別される箇所は特定できないように加工するものとします。

次に該当するものは公開しません。

公開することにより閲覧者に無用の誤解や混乱を招く恐れのあるもの。

公開する会議録の形式について

- ・ 議事日程、出席者名を公開します。
- ・ 議事説明は全文公開します。
- ・ 質疑については、の方法により表示します。

2. 会議資料の取り扱い

会議資料は、協議資料と付属資料とに分類します。

協議資料は全て閲覧資料とし、傍聴者には会議次第のみを配布します。

合併協議会委員の紹介

— 敬 称 略 —

石 和 町		
氏 名	小委員会	備 考
荻野 正直	-	町 長
志村 勢喜	-	議 長
上野 稔	総務・企画	議 員
島田 修	総務・企画	職 員
古屋 隆雄	産業・経済・建設	学識経験者
荻野 勇夫	産業・経済・建設	学識経験者
土屋 康海	住 民	学識経験者
山下 浩樹	住 民	学識経験者
風間 雅子	教 育	学識経験者
嶋田 正雄	教 育	学識経験者

御 坂 町		
氏 名	小委員会	備 考
小澤 栄真	-	町 長
矢野 一則	-	議 長
永野 一彦	教 育	議 員
原田 徹	総務・企画	職 員
落合 輝政	○住 民	学識経験者
岡 美枝子	教 育	学識経験者
渡邊 昂	産業・経済・建設	学識経験者
河野東洋男	産業・経済・建設	学識経験者
長尾 壮	住 民	学識経験者
小河内英紀	総務・企画	学識経験者

一 宮 町		
氏 名	小委員会	備 考
小宮山文明	-	町 長
雨宮 良孝	-	議 長
小林 嶺生	○総務・企画	議 員
竹下 光広	総務・企画	職 員
飯島 忠資	住 民	学識経験者
岡 保和	教 育	学識経験者
石川 英雄	○産業・経済・建設	学識経験者
樋口 龍八	産業・経済・建設	学識経験者
古屋 伸吾	教 育	学識経験者
水野 孝子	住 民	学識経験者

第2回協議会 基調講演から

『合併はまちづくりのスタート』

第2回協議会で行われた兵庫県篠山市職員の上田多紀夫氏による講演内容を抜粋し掲載致します。なお、篠山市における検討内容等講演内容の詳細につきましては、協議会会議録及びホームページで公開しますのでご覧ください。

全国で合併の動きが目立ってきました。合併特例法の期限は平成17年3月、合併の協議は2～3年はかかるだろうと言われておりますので、すでに合併を考える時期にきています。

なぜ合併か、4つの要因があると思います。その一つが少子高齢化です。少子化については、郡部では複式学級となっている学校も増えてきています。年配の方々から言えば地域の拠点となる小学校の統廃合は難しいと言っておりますが、子供を持つ親としては、競争のある学校を作りたい（良い意味で）、スポーツにしてもチームが作れないような話も聞きます。

次に財政危機です。国では徹底した改革によって乗り切ろうという方向を出していますが、地方でも応分の負担はしてもらおう、つまり、交付税の見直しをやっていこうという方向で検討がなされており、すでに実施されております。交付税20兆円に対し、財源は13兆円、7兆円は見直さなければならない。人口規模の小さな自治体に手厚い交付税を、見直さなければならない、そのような方向が見えております。7割位になるとの考えの方もいます。

次に地方分権です。自分たちの地域は自分たちでまちづくりを行っていかう、国・県・市町村の対等協力型となります。私は地方分権は住民の意識改革から始まると考えます。国・県を頼るまちづくりから、住民参画のまちづくり、住民が決めるまちづくりをやっていかなければならない、自己決定、自己責任でやっていかなければならない、その上で今の枠組みが合っているのかも考えなければならないのではないのでしょうか。

次に今住んでいる地域の生活圏と、行政枠が合っているだろうか、このことも考えなければなりません。明治の大合併は徒歩を考えての合併で、昭和の大合併は中学校の通学距離を考えて進められました。おそらく自転車の範囲だったのでないでしょうか。平成時代においては車社会でありITの時代です。生活の範囲と行政区域が違ってきているのが今の情勢ではないのでしょうか。

- この後、篠山市と周辺の合併動向及び篠山市合併協議時の検討状況について語っていただきました -

私は合併にデメリットはないと思う一人です。想定される心配事、デメリットをメリットに変えていくのが合併だと思っています。小さい自治体では出来ないことを出来るようにすることです。

合併はまちづくりのスタートです。住民の皆さんと行政が一体となって新しいまちづくりをやらなければならないと考えます。



講師の上田多紀夫氏

小委員会委員長

○ 小委員会副委員長

顧問

峡東地域振興局長

長沼 公彦

八 代 町		
氏 名	小委員会	備 考
古屋 貞次	-	町 長
祖父江 正	-	議 長
梶原 正季	総務・企画	議 員
中村 春樹	総務・企画	職 員
風間 幸	住 民	学識経験者
前島 弘子	住 民	学識経験者
相澤 正子	産業・経済・建設	学識経験者
小越寿々務	教 育	学識経験者
風間 好美	教 育	学識経験者
矢田 豊夫	産業・経済・建設	学識経験者

境 川 村		
氏 名	小委員会	備 考
角田 義一	-	村 長
小澤 恒夫	-	議 長
龍澤 敦	産業・経済・建設	議 員
中村 長年	総務・企画	職 員
桑原 強	総務・企画	学識経験者
宇佐美常春	産業・経済・建設	学識経験者
大久保一吉	住 民	学識経験者
岡 梅子	住 民	学識経験者
高野 正貴	教 育	学識経験者
新田 治江	○ 教 育	学識経験者

春日居 町		
氏 名	小委員会	備 考
金井 豊明	-	町 長
小川 一美	-	議 長
金子 満郎	総務・企画	議 員
生原 英喜	総務・企画	職 員
佐藤 泰雄	教 育	学識経験者
飯田 章雄	住 民	学識経験者
今澤 龍男	産業・経済・建設	学識経験者
中村 喜光	教 育	学識経験者
茂手木貴子	住 民	学識経験者
奥原 孝季	産業・経済・建設	学識経験者

事務事業の調整へ 小委員会がスタート

第2回協議会において構成が決まった4小委員会では、今後、「総務・企画」、「産業・経済・建設」、「住民」、「教育」の4つに分類された事務事業について、合併に向けどのように調整するか調査・審議し、その方針を協議会に報告することとなります。

事務事業って どんな考え方で調整するの？

協議会が行っていく事務事業の調整においては、次の基本的な方針に基づき調整をすることが確認されています。

1. 住民生活に支障がないよう、速やかな一体性の確保に努める。(一体性確保の原則)

住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、福祉・保健サービス、各種施設の利用など住民生活に係る事項について、住民生活に混乱をきたさないよう速やかな一体性の確保に努める。

2. 住民サービス及び住民福祉の向上に努める。(住民福祉向上の原則)

現在、6町村で行っている各種行政サービスについて、そのサービスに差異があるものについては、現行サービス水準を低下させないことを原則に調整に努める。

3. 負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。(負担公平の原則)

地方税や手数料・使用料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担の公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮し調整に努める。

4. 新市の健全財政に努める。(健全財政運営の原則)

新市の財源確保に努めるとともに、効率的な財政運営を目指し、地方分権社会に対応した健全財政に努める。



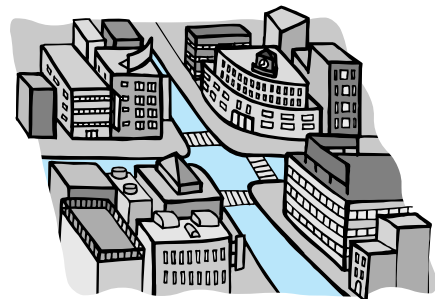
協議する小委員会のメンバー

5. 行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。
(行政改革推進の原則)

行政改革の視点に立って調整に努める。

6. 新市の規模に見合った事務事業の見直しに努める。
(適正規模準拠の原則)

新市の規模に見合った事務事業の推進に努めるため、類似都市の状況を考慮し調整に努める。



お詫びと訂正

10月10日発行の合併協議会だよりNo. 2において、数値に誤りがありました。お詫びして訂正致します。

訂正箇所は次のとおりです。

* * * * *

3ページの表「人口規模と推計人口」内、平成13年の各町村構成比を、石和町37.5%、御坂町17.6%、一宮町16.1%、八代町12.2%、境川村6.7%、春日居町9.9%、合計100.0%に訂正致します。

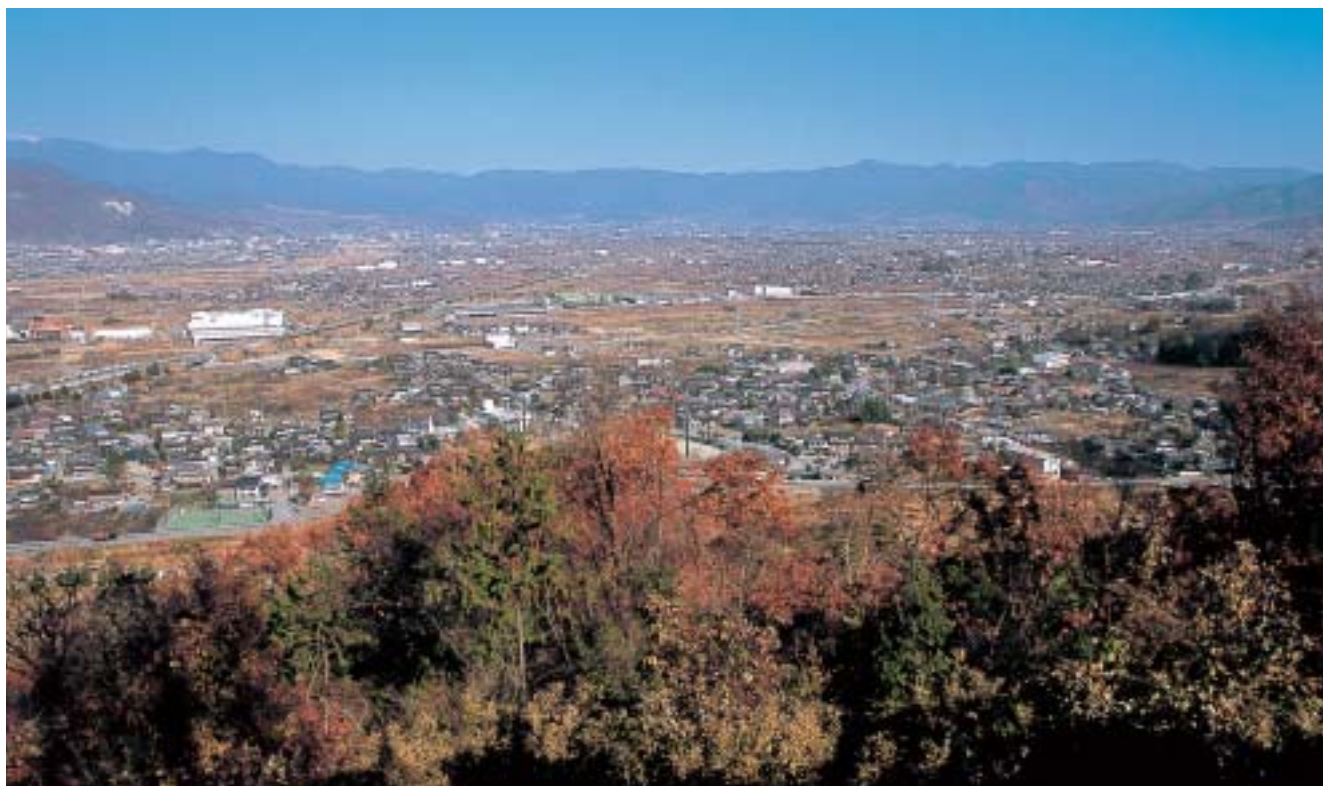
合併に関する協定項目一覧

第1回法定協議会で決定した協議第6号（3ページ）の「合併に関する協定項目」については、次の66項目です。

平成14年12月2日現在

協 定 項 目	
1	合併の方式
2	合併の期日
3	新市の名称
4	新市の事務所の位置
5	財産、公の施設の取扱い
6	議会議員の定数及び任期の取扱い
7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
8	地方税の取扱い
9	地域審議会の取扱い
10	一部事務組合の取扱い
11	一般職員の身分の取扱い
12	特別職及び付属機関の委員等の身分の取扱い
13	条例・規則等の取扱い
14	事務組織及び機構の取扱い
15	支所・出先機関の取扱い
16	町名字名の取扱い
17	慣行（町村章、憲章等）の取扱い
18	公共的団体の取扱い
19	行政連絡機構（行政区）の取扱い
20	出資団体の取扱い
21	交流事業の取扱い
22	消防団の取扱い
23	使用料及び手数料（総務・企画関係）の取扱い
24	補助金・交付金等（総務・企画関係）の取扱い
25	広聴広報の取扱い
26	財産区の取扱い
27	農林業振興の取扱い
28	農業土木事業の取扱い
29	農業基盤整備事業の受益者負担金の取扱い
30	商工観光事業（各種イベント等）の取扱い
31	商工業・観光振興の取扱い
32	温泉、保養施設の取扱い
33	都市計画の取扱い

協 定 項 目	
34	道路・河川・公園等の取扱い
35	建設・建築事業の取扱い
36	公営住宅の取扱い
37	上水道・簡易水道等の取扱い
38	公共下水道の取扱い
39	使用料及び手数料（産業・経済・建設関係）の取扱い
40	補助金・交付金等（産業・経済・建設関係）の取扱い
41	戸籍、住民基本台帳、諸証明、窓口業務の取扱い
42	国民健康保険の取扱い
43	各種年金の取扱い
44	介護保険の取扱い
45	児童福祉の取扱い
46	高齢者福祉の取扱い
47	障害者福祉の取扱い
48	社会福祉の取扱い
49	保健衛生の取扱い
50	保育事業の取扱い
51	社会福祉協議会の取扱い
52	廃棄物・し尿処理の取扱い
53	火葬場の取扱い
54	使用料及び手数料（住民関係）の取扱い
55	補助金・交付金等（住民関係）の取扱い
56	学校教育の取扱い
57	学校給食の取扱い
58	小中学校等の通学区域の取扱い
59	生涯学習の取扱い
60	生涯学習施設の取扱い
61	社会体育の取扱い
62	体育施設の取扱い
63	使用料及び手数料（教育関係）の取扱い
64	補助金・交付金等（教育関係）の取扱い
65	新市建設計画の取扱い
66	その他事務事業の取扱い



境川村・坊ヶ峯から6町村を望む（11月28日撮影）

澄み切った青空の下、眼下に広がる6町村の町並み。甲府盆地を大パノラマで満喫できる坊ヶ峯は、電波の発信地としても有名です。

地元境川を始め、右手前から八代、御坂、一宮が続き、左に目を移すと春日居、石和の町並み、中央から左下へ走る中央自動車道。遠くには秩父の山並みが見えています。

協議会は傍聴できます

合併協議会は傍聴できます。会議の日程はインターネットのホームページをご覧ください。事務局に電話で問い合わせしてください。

なお、協議の内容は「合併協議会だより」に掲載しますが、会議録や協議会資料は事務局で閲覧できますし、ホームページでも公開しますのでご覧ください。

ご意見・ご質問をお寄せください。

合併に関するご意見・ご質問は
合併協議会事務局 TEL055-261-6291
E-mail: kyogikai@office-gappei.jp
または、各町村役場合併担当課へ

ホームページを一新

法定協議会のスタートに合わせホームページも一新し、掲示板も新設しました。

“いつでも 誰でも 好きな時間に”
アクセスしてね。
ご意見・ご質問も
お待ちしております。



ホームページのアドレスは **ロフちゃん**
<http://www.office-gappei.jp/>

・笛吹川・

前号に続いて「6町村を見渡す事ができる場所」へと境川村の坊ヶ峯へ車を走らせました。事務所から十分で県内の放送局の電波塔が建ち並ぶ頂上に到着。下草がきれいに刈られた脇道を進み展望台に立つと、甲府盆地を取り囲む、南アルプス、八ヶ岳、秩父山系、御坂山系の一大パノラマが広がり、その眺めに圧倒されました。協議会の事務局が開設されてからアッという間に半年が経とうとしています。この「協議会だより」が皆さんのお手元に届く頃には、暮れの忙しさに追われている頃でしょうか。今年はあなたにとってどんな一年でしたか。健康に留意され、よい年をお迎えください。